

《はたしんプレミアムカードローン》商品概要説明書

平成27年10月1日現在

1 商品名	はたしんプレミアムカードローン				
2 ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時の年齢が満20歳以上65歳以下の方・ ・勤続(営業)年数3年以上で、年収300万円以上の方。 ・株式会社オリエントコーポレーションの保証を得られる方。 ・当金庫の会員となれる資格のある方（当金庫の営業区域内に居住・住所を有するか、または当金庫の営業区域内にある事業所に勤務されている方）。 				
3 資金用途	・ご自由（事業性資金は対象外）。				
4 ご融資金額	・30万円、50万円、100万円以内の3種類。				
5 ご融資形式	・当座貸越。				
6 ご利用期間	・3年間但し、65歳迄は自動更新。				
7 ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内は定例返済方式としますが、任意の返済日に返済することも可能です。 ※随時返済した月でも定例返済を行って頂きます。 				
		極度額	30万円	50万円	100万円
		定例返済額	5,000円	10,000円	20,000円
8 ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率（ご融資利率には保証料が含まれております）によります。 ※金利については窓口でお問合せください。 				
9 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・原則不要です（株式会社オリエントコーポレーションが保証します）。 ※保証会社が必要と認めた場合は必要となります。 				
10 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込は窓口の他、FAX、インターネットで仮申込ができます。 ・お申込に際して、当金庫所定の審査がございます。なお、お申込の意に添えない場合もございますが、内容についてはお答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込みください。 ・ご融資利率やその他のご不明な点は窓口にお問合せください。 ・ご契約後、転居や転勤、転職等により当庫の営業区域外へ転出された方は契約の解除（ご利用残高のある方は一括返済）をして頂きます。 				
11 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時～17時に、営業店またはコンプライアンス室(電話：0880-34-2121)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時～17時に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）-もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>				